

平成29年度 包括外部監査結果報告について

1 監査テーマ

水道事業及び工業用水道事業について

2 テーマ選定理由

市民生活の重要なライフラインである水需要が減少に転じ、工業用水も産業構造の変化に伴い需要が逡減している。事業を支えている施設及び管路等については、一定の計画のもとに整備と老朽化対策が実施されているが、インフラ全体について災害、環境対策を行いながら更新していくためには、将来需要に見合った効果的投資、効率的投資が不可欠である。水道事業等の財務の健全性は、市の財政や将来の水道料金等にも影響を与えることから、本年度のテーマとして選定した。

3 監査の結果等

事業はおおむね効率的かつ経済的に運営されていると認められたが、課題も見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）27件及び意見（改善を要望する事項）48件にとりまとめた（詳細は別添「平成29年度包括外部監査の結果に関する報告書」のとおり）。

(1) 監査対象局等

水道局、横浜ウォーター株式会社

(2) 監査対象期間

原則として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度についても監査対象とする。

(3) 包括外部監査の主な指摘及び意見（指摘3件、意見6件を抽出）

○水道事業及び工業用水道事業（主な項目と要旨）

1 保有水量に対する実際使用水量について《水道局計画課》

【意見の要旨】保有水量に対する実際使用水量は54%であり、現時点でも施設に余剰が生じている。将来の需要に合わせて施設規模の適正化を図っていく必要がある。(P.16)

<現状>・水道局の保有水量（神奈川県内広域水道企業団を含む。）2,287千m³/日に対して、実際使用水量は1,246千m³/日で54%の水準にとどまり、施設には余剰が生じている。

2 小雀浄水場について《水道局計画課、浄水課》

【意見の要旨】水需要が減少する中、小雀浄水場の施設利用率は低くなっており、今後も需要の減少が予測されるため、施設のあり方と適正規模を検討し、方針を明確にする必要がある。(P.36)

<現状>・小雀浄水場は横須賀市との共同施設であり、工業用水事業も共用し、神奈川県内広域水道企業団からも浄水処理を受託している。

・平成27年度の施設利用率は52%で、川井浄水場や西谷浄水場に比べ低くなっている。

3 将来の資金不足に対する対応について《水道局経営企画課》

【意見の要旨】現状の水道料金体系で事業規模を維持すると、平成30年代後半には累積資金残高はマイナスに転じる。将来の事業見通しについて正確な情報を利用者に対して開示していく必要がある。(P.87)

<現状>・中期経営計画（平成 28 年度～31 年度）における平成 28 年度の累積資金残高は 150 億円（決算：205 億円）であるが、今後の水道料金収入の減少により平成 37 年度には累積資金残高が 350 億円のマイナスになると試算されている。

・施設規模の適正化、事業の効率化等、及び企業債発行の増加や料金体系の見直し等の検討が必要になる。

4 将来の更新事業費と長期的な財政収支見通しについて《水道局経営企画課》

【意見の要旨】「料金体系の在り方の検討について」において、水道事業の更新事業費の総額が示されたが、市民及び利用者には大きな影響を与えるものであるため、諸条件の整理を明確にし、合理的かつ説得性のある説明と情報開示が必要である。（P. 142）

<現状>・平成 32 年度からの 40 年間の更新事業費を約 1 兆 4, 100 億円と試算している。

・この更新事業費の毎年度の平均額は 353 億円となり、最近 5 年間の建設改良費の平均額 250 億円を大幅に上回るものになっている。

5 在庫の受払管理について《水道局給水維持課、資産活用課》

【指摘の要旨】原材料の受払は受払簿によっているが、網羅性の確保や正確性の確保から在庫管理システムを導入し、水道事業全体としての発注点管理や適正在庫の管理を行う必要がある。（P. 89）

<現状>・単価が僅少なものは受払の対象となっておらず、網羅性や正確性において課題がある。また、在庫数量や直近の払い出し状況などを勘案して購入数量、タイミングを決めている。

6 備蓄材料の現物管理について《水道局給水維持課》

【指摘の要旨】震災時に備えて鑄鉄管を集約して保管しているが、野外で保管する場合はシート等の養生を施し、保管場所、種類及び員数を明確にして、マニュアルに従った適正な管理を行うように現状を改善する必要がある。（P. 97）

<現状>・港北配水池で保管する備蓄材料は集約保管されてはいるが、雨ざらしの状態にあり、保管場所と在庫種類が不明確な状況にあった。

7 契約水量の減量要件の緩和について《水道局工業用水課》

【意見の要旨】工業用水道事業は、固定費を契約水量に基づく定額料金で回収することを前提としているが、契約水量と使用水量に大幅な差が生じているユーザーが存在することから、減量要件の緩和等について、将来的に検討する必要がある（P. 188）

<現状>・契約水量の減量については取扱基準が制定されており、5 年以内で一定の減量が認められているが、事業の撤退等の減量要件を満たさない限り更なる減量は認められていない。

○横浜ウォーター株式会社（主な項目と要旨）

8 事業の方向性と経営資源の確保について《横浜ウォーター(株)管理統括本部》

【意見の要旨】株式会社としての事業戦略とリスク管理、組織体制、数値目標、経営資源の確保を明確に設定する必要がある。（P. 219）

<現状>・中期計画では平成 29 年度以降を成長加速期としているが、施策とそれを達成するための経営資源が明確にされていない。

9 再委託先の管理について《横浜ウォーター(株)技術統括本部、プロジェクト統括本部、管理統括本部》

【指摘の要旨】会社が業務を再委託する場合には、委託先の実態や履行体制について取締役会等で厳密に審査し、契約の可否を判断する必要がある。（P. 229）

<現状>・会社の正社員は 35 名で、この内プロパー社員（1 号社員）は 10 名である。

・新規のシステム開発業務を受託する場合、再委託せざるを得ない状況にあるが、再委託先等の実態や体制について詳細な確認をせずに対応していた。

お問合せ先

（監査結果の内容について）包括外部監査人 沖 恒弘 Tel 045-671-3938

（包括外部監査制度について）監査事務局監査管理課長 高橋 馨 Tel 045-671-3354